

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 道路課

法令名	道路法		法令番号	昭和27年法律第180号			
手続名	負担金等の督促		根拠条項	第73条 第1項			
処分基準	（佐賀県財務規則） （督促） 第169条 収支等命令者は、その所掌に属する債権について履行期限までに履行しないものがあるときは、履行期限後50日以内に、期限を指定して納入者に督促状を発するとともに、その旨を未納者一覧表、返納金未済一覧表又は徴収金整理簿（以下「未納者一覧表」という。）に整理しなければならない。 2 前項の規定により指定する期限は、督促状の発行の日から10日以内の適当と認められる日としなければならない。						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	各土木事務所	交付機関	各土木事務所	目次No. 34